

特定不妊治療（先進医療）費助成事業 Q&A

質 問	回 答
①未入籍の事実婚関係の夫婦です。申請できますか？	事実婚関係にある夫婦も申請できます。 ただし、本事業での事実婚とは「婚姻届を出していないが、法律婚の夫婦と同等の共同生活を営んでおり住民票上同一世帯であること」とします。申請時に、両人の戸籍謄本及び事実婚関係に関する申立書（様式第3号）の提出が必要です。
②夫婦が一緒に住んでいない場合は申請できますか。	婚姻関係にある夫婦においては、申請日時点で夫婦のいずれかが本市に居住し本市の住民基本台帳に登録されていれば申請可能です。 事実婚関係にある夫婦においては、上記①を参照ください。
③特定不妊治療とはどのような治療ですか。	不妊治療は、不妊検査→一般不妊治療→生殖補助医療といったステップで進めるのが一般的です。一般不妊治療には、タイミング法や排卵誘発法、人工授精などが含まれます。生殖補助医療は、より高度な技術を要する治療法です。 特定不妊治療とは、生殖補助医療のうち保険適用の範囲で実施される治療のことです。主な治療としては、体外受精（IVF）・顕微授精（ICSI）や男性不妊治療（手術用顕微鏡などを用いて精巣内より精子を回収する技術である「精巣内精子採取術（TESE）」があります。
④助成対象はどのような内容ですか。	保険診療の特定不妊治療と併用して行われる <u>先進医療（保険適用外）に要する費用</u> が助成対象です。 内容については、こども家庭庁ホームページにて確認ください。
⑤男性に対する治療も対象となりますか。	男性に対する治療も対象となります。現時点では、ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）、強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別法（IMSI）等が対象です。
⑥現在審議中の先進医療を受けました。助成対象になりますか。	現在審議中の先進医療については、助成対象になりません。
⑦先進医療はどこの病院で受けてもいいですか。	先進医療の実施機関として厚生労働省地方厚生局へ届出し承認されている医療機関で先進医療を受けてください。その際、保険診療で実施された特定不妊治療と併用して実施された先進医療だけが助成の対象となります。
⑧保険診療で特定不妊治療をし、先進医療は実施しませんでした。助成対象になりますか。	助成対象になりません。保険診療で実施された特定不妊治療と併用して実施された先進医療についてのみ助成の対象となります。
⑨全額自己負担で特定不妊治療をし、先進医療は実施しませんでした。助成対象になりますか。	助成対象になりません。保険診療で実施された特定不妊治療と併用して実施された先進医療についてのみ助成の対象となります。
⑩助成対象にならない費用はありますか。	入院時の食事代や差額ベッド代、文書料、交通費など直接治療と関係のない費用は助成の対象になりません。 また、申請に必要な「受診等証明書」の発行手数料（文書料）についても

	助成の対象となりません。受診証明書等の発行手数料（文書料）は、医療機関ごとに異なるため、作成を依頼する医療機関へご確認ください。
⑪申請はいつまでにしたらよいですか。	治療終了日から１年以内に申請してください。
⑫金融機関口座は夫・妻のどちらのものでもいいですか？	夫・妻のどちらの金融機関口座でも可能です。ただし、婚姻関係にあり単身赴任等により夫婦が別居している場合は、岸和田市に住民登録している方の名義の金融機関口座を指定してください。
⑬岸和田市へ転入する前に開始した不妊治療については助成対象になりますか。	助成対象者の要件を全て満たしている場合、対象となります。